

第62回

新宿区景観まちづくり審議会議事録

平成29年8月23日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

第62回 新宿区景観まちづくり審議会

開催年月日・平成29年8月23日

出席した委員

後藤春彦、秋田典子、坂井文、安田望、浅見美恵子、大浦正夫、福井清一郎、和田総一郎、阿部光伸、谷川一美、土屋晴仁、藤川裕子、新井建也

欠席した委員

松川淳子、窪田亜矢、野澤康

議事日程

1. 景観まちづくり審議会 小委員会委員の指名について

2. 報告

【報告1】（仮称）東京女子医科大学 新校舎棟-1 計画について

【報告2】平成28年度 景観事前協議及び行為の届出状況について

【報告3】「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（素案）」について

【報告4】屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）策定について

3. その他

議事

午前10時00分開会

○後藤会長 おはようございます。今日は大変暑い一日になるようですが、ご参集いただきまして、ありがとうございます。ただ今から第62回新宿区景観まちづくり審議会を開催いたします。本日の出席状況および配布資料等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（主査） 事務局です。本日は、**松川委員、窪田委員、野澤委員**よりご欠席の旨のご連絡を頂いております。本日は委員の過半数が出席しておりますので、新宿区景観まちづくり条例施行規則第39条第2項により、審議会は成立いたします。

本日は、新宿区景観まちづくり相談員の**進藤相談員、竹内相談員、金田相談員**に事務局と

してご出席いただいております。相談員の皆さまには、事業者や設計者と景観事前協議を行うなど技術支援を頂いております。

次に、本日の進行と配布資料等についてご説明いたします。本日の進行については、配布いたしました次第のとおりでございます。

続いて、資料についてご確認をお願いいたします。まず机上配布資料として、次第、こちらは裏面に委員名簿を記載しております。「新宿区景観まちづくり審議会 小委員会の委員の指名について」、〔報告2〕参考資料2「平成28年度の景観事前協議について 景観まちづくり相談員コメント」、新宿区景観まちづくり条例と施行規則、東京都景観条例、新宿区景観まちづくり計画、新宿区景観形成ガイドラインと改定版、新宿区景観形成ガイドライン、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインを机上配布しております。こちらは各委員専用のもので、ご自由に書き込みをしていただくなどご活用ください。なお、審議会の閉会後に事務局で保管しまして、今後、審議会を開催する際、机上に配布させていただきます。もしお持ち帰りする場合には、次回の審議会の開催の際にお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

次に、既に送付済みの資料について確認させていただきます。既に送付済みの資料として、〔報告1〕資料「(仮称)東京女子医科大学 新校舎棟-1 計画」、〔報告2〕資料「平成28年度景観事前協議及び行為の届出状況について」、〔報告2〕参考資料「景観まちづくり審議会報告後に行為の届出が提出された案件について」、〔報告3〕資料1「『歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(素案)』について」、〔報告3〕資料2「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(素案)」、〔報告3〕資料3「『歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針(素案)』の概要について」、〔報告3〕資料4「東京都景観条例第19条の規定に基づく大規模建築物等景観形成指針(抜粋)」、〔報告4〕資料「屋外広告物に関する地域別ガイドライン(神楽坂地区)の策定について」。資料は以上でございます。

なお、審議会は公開となっております。また、傍聴の方は発言できませんので、ご了承ください。

最後にマイクの使い方のご説明をさせていただきます。右から二つ目の「要求4」のボタンを押していただきますとマイクの先端がオレンジ色に光りますので、ご発言を頂きまして、終わりましたら、一番右の「終了5」というボタンを押していただきますようお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。それでは議事にお入りいただきたく思います。**後藤会長**、どうぞよろしく願いいたします。

1. 景観まちづくり審議会 小委員会委員の指名について

○**後藤会長** それでは、お手元の次第に従って進行してまいりたいと思います。まず1番、新宿区景観まちづくり審議会の小委員会委員の指名を行いたいと思います。お手元の資料をご覧になりながらお聞きいただければと存じます。

新宿区景観まちづくり条例第31条第1項では「審議会の効率的な運営を図るため、審議会に小委員会を置くことができる。」と定めております。平成24年に開催いたしました第49回新宿区景観まちづくり審議会で、皆さまの承認を頂き、小委員会を設置しております。昨年の第60回景観まちづくり審議会で説明がありましたが、平成28年7月から小委員会委員を務めていただきました委員の皆さまのうち、**秋田委員、坂井委員**、そして区民委員4名、**大浦委員、和田委員、谷川委員、土屋委員**の合計6名の方については、平成29年6月30日をもちまして、これまで選出されていない審議会委員の方と交代となります。

さて、新宿区景観まちづくり条例施行規則第40条第1項により、「小委員会の委員は、審議会委員のうちから審議会会長が指名する者9人以内」とされておりますので、平成29年7月1日以降の小委員会委員について、私の方から指名させていただきます。まず、小委員会委員長は引き続き**窪田委員**をお願いいたします。本日はご欠席ですが、事前にご本人に了承を得ております。それから、私と**野澤委員**につきましては、引き続き小委員会委員を務めさせていただきます。そして、**松川委員、安田委員、浅見委員、福井委員、阿部委員、藤川委員**には、新たに小委員会委員をお務めいただくこととなります。そして、小委員会の副委員長は**松川委員**をお願いしたいと考えております。こちら事前にご本人にご了承を頂いております。今後ともさまざまなご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ということで、小委員会の指名ということですが、よろしいでしょうか。基本的には、半数が入れ替えになっていくような仕組みで、全委員がこの小委員会メンバーにお加わりいただくというような仕組みになっております。

2. 報告

【報告1】（仮称）東京女子医科大学 新校舎棟－1 計画について

○**後藤会長** それでは、本日は四つの報告事項について進めてまいりたいと思います。

報告1は「（仮称）東京女子医科大学 新校舎棟－1 計画について」ですが、**阿部委員**よりご発言があるそうです。**阿部委員**、よろしくお願いいたします。

○**阿部委員** 私の方から一言。この案件に関してましては、私は関係者でもあるため発言は控えたいと思っておりますので、一度退席したいと思います、よろしいでしょうか。

○**後藤会長** よろしいかと思えます。それでは、ご退室をお願いいたします。

*****阿部委員、退室*****

○**後藤会長** それでは、初めに事務局からご説明をお願いいたします。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** 事務局です。それでは、報告1「（仮称）東京女子医科大学 新校舎棟-1 計画について」の説明をいたします。本計画につきましては既に景観事前協議書が提出され、現在協議を行っているところです。本日、当審議会において説明していただき、ここで頂いたご意見を踏まえ、今後も引き続き協議を進めてまいります。

本日は事業者としまして、学校法人東京女子医科大学様、また、設計者として株式会社梓設計様がいらしていますので、計画内容について説明を頂きたいと思えます。よろしくお願いたします。

*****東京女子医科大学関係者、入室*****

○**東京女子医大（大谷）** 失礼します。私は東京女子医科大学の施設課の**大谷**と申します。よろしくお願いたします。本日は私どもの新校舎棟-1の計画に関しまして、設計をお願いしております株式会社梓設計の**石井さん**と私の方から概要を説明させていただこうと思えますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず梓設計の**石井さん**の方から説明をお願いいたします。

○**梓設計（石井）** それでは、まず資料の1ページ目をお願いいたします。計画地は、都営大江戸線若松河田駅から女子医大通りを南に向かった、赤く囲った河田町の敷地です。紫に網掛けしているのは大学さんの敷地の部分です。女子医大通りを挟んで向かいには、外来センターなどのある若松町敷地がございます。

敷地は複数に分かれており、病院、医学部、校舎、看護学部校舎等が分散して配置されています。医療施設としてその機能を向上するためには、施設配置の整理をして、医療業務の効率化を図ることが重要と考えております。限られた敷地の中の施設配置を再整備する上で、今回の計画はその第一歩に当たります。

2ページ目は計画地周辺についてですが、この地域は赤を基調としたれんが風のタイル張りの大学施設が多く、一体的な景色が続いております。そして、今回の河田町敷地だけにかかわらず、この地域全体でみどりも多く見受けられます。また、計画地には7メートル程度の高低差がございまして、女子医大通りから南側の方に向かって約7メートル下がっているというのが敷地の状況になります。

3枚目が敷地の分析の写真になります。こちらは周辺の写真ですので、説明の方は割愛させていただきます。

4ページ目です。今回の上位計画として、新宿区都市マスタープラン、そして景観まちづくり計画、景観形成ガイドラインがあります。大きな方針としては、女子医大通りを軸とした豊かな歩行空間の重要性と歴史ある建築物を生かした景観形成という目標などがあり、今回の計画についても、それらを反映するようなことで計画を進めております。

5ページ目は大学様の本計画を含む全体計画の簡略フロー図を示しております。大きく四つのステップを経てマスタープランを完成させます。今回はその第一歩ということで、第一段階のところで、新校舎棟-1を計画するということになっております。具体的な内容につきましては、大学さんの施設課課長の**大谷様**よりご説明を頂きます。

○東京女子医大（大谷） それでは、6ページ目におきまして、今回の計画の景観コンセプトを説明させていただきます。私どもは今回のコンセプトとして、「1. 伝統」「2. 品格」「3. みどり」という三本立てでコンセプトを作っております。私ども東京女子医科大学は、1952年にいわゆる学校教育法上の大学として、その歩みを始めております。さかのぼりますと、1900年に東京至誠医院の中に東京女医学校を創立したということでして、そこまでさかのぼると100年以上の歴史を歩んでまいりました。私どもは、その歴史や伝統に関して大きな誇りを持っています。

今回の計画の敷地には、資料の左上の方にはございますが、1930年に増田清さんに設計をお願いしました、私どもの1号館という建物がございました。この建物は、平面的には十字架のような形をしていまして、いわゆる十字放射型の病院建築の中でも、日本では初めて建てられたものと考えています。これに関しても私どもにとって大きな誇りでして、個人的にもこの建物は非常に好きな建物でした。関係者も、この建物に対する思いは非常に大きかったかと思えます。左上の写真の真ん中あたりにあるのがその1号館です。この建物は、外観もスクラッチタイルやテラコッタのような非常に重厚なものでデザインが形成されていまして、非常に残しておきたい建物でしたが、老朽化に伴いまして、やむなく今回、解体したという次第です。

この建物は、先ほどの伝統、それから私どもの目指す品格の高さを体現した建物だったかと思えます。今回の建て替えに関しまして、その記憶を継承するようなデザインの建物を建築として造っていきたくと私どもは考えております。そして、建物を含むこの敷地全体の景観として、ある程度の固まったボリュームがございますので、その中で、近隣の方々や景観に寄与できる、貢献できるような空間としていくために、みどりをなるべく確保していく計画としていこうと思っております。

○梓設計（石井） それでは、再度、計画についてご説明いたします。

まず7ページ目です。計画建物の用途は、大学の校舎です。現在、分散している医学部と看護学部の校舎を、女子医大通りの河田町に一つの校舎として教育施設を集約いたします。名称は、仮称として新校舎棟-1といたします。規模は地下2階、地上7階、建築面積は約3,600平米、延べ面積は約20,000平米です。高さは約36メートルとなりますが、最も高い部分は建物の中心部だけでして、外周部は可能な限り高さを抑えた計画としています。構造は、地上部は鉄骨造、地下は鉄筋コンクリート造としております。基礎は杭基礎となっております。工事工期は2018年3月着工で、2020年2月完成の予定で行っております。

主な機能は、講義室、実習室、実験室、図書館、学生食堂となります。また、現在、職員用として利用している保育園の方も、今回の校舎の方に移転することとなります。

続いて、8ページ目、9ページ目の外観コンセプトについてご説明いたします。外観イメージとしては、女子医大通りから見た外観デザインのイメージ図です。1号館の面影と記憶の継承をさせる目的で、全体的にタイルを用いております。コンセプトは、先ほど大学さんの方からご説明がありました全体の景観コンセプトの延長としまして、1号館の記憶の継承、東京女子医科大学を印象付ける景観づくり、歴史・信頼感・伝統ある東京女子医科大学のブランド力の強化を基に、建物の方を計画しております。

9ページには、今回の外観デザインと周辺の建物の写真を載せています。周辺建物は、大学さんの施設はほとんど赤を基調としたタイル張りの建物となっておりますので、こちらと一体的な景観を形成できるのではないかと考えております。

10ページは配置図になります。建設地は河田町敷地の1号館が建設されていた跡地となります。地上7階となる部分は建物の中央部のみです。こちらだけです。女子医大通り西側の道路側の方は地上5階となります。東側と南側の方は地上3階建てとなります。敷地の高低差があるため、女子医大通りから南の道路まで約7メートルあります。そのため、南から見える建物としては4層分が見える形となります。これについては後ほど立面イメージの方でご説明いたし

ます。

建物の位置は全体的に道路境界から後退させて、周囲の圧迫感を軽減しています。接道部分も可能な限り緑化することで、自然環境にも配慮した計画としております。また、全体的に窮屈な歩道環境を改善するために、主に女子医大通りの方を、歩道状の空地を設けてさらに緑化します。こうすることによって歩行空間の大幅な改善を図るとともに、歩行の環境を、印象的な環境も良くしていこうということを計画しています。メインエントランスは女子医大通りに面する側に設けまして、バスロータリーがあるところにもサブエントランスを設けています。

11ページは各立面のイメージです。左上が北側、右上が東側、左下が南側、そして西側となります。女子医大通りの歩行者に最も目に触れやすい1階部分は、1号館の特徴的なタイルを再現しています。これは北側立面の1階部分だけです。

窓形状も、もともと1号館の方でありました単窓の形状を踏襲しています。教室類が配置される東西面については、教室の採光面積に基づいた形で、こちらも単窓の窓として、全体的に調和の取れたシンプルな外観としています。南側は隣接地に近隣住宅が立ち並ぶこともありますので、近隣の方々への配慮として、窓は最小限に抑えた計画としています。また、擁壁の圧迫感を少しでも軽減できるように、擁壁の上部は緑化するなど、植栽の計画についても検討を進めています。南側の地下1階は、立面上は1階部分に見えますが、この部分は保育所となります。大学の教室よりも採光が多く必要になりますので、この部分は少し窓を大きく設けています。ただ、この前方部分は園庭がございまして、その部分に緑化を行うことで周辺への配慮をした計画としています。

12ページは断面図です。先ほど申しましたように、地上7階となる部分は建物の中央部だけになります。女子医大通り側も1号館のスカイラインに近い計画となっております。遠景としての見え方に配慮して、屋上の機械設備等は目隠しルーバーによって配慮いたします。

13ページはランドスケープの考え方です。敷地全体として積極的な緑化を行い、女子医大通りは歩道状空地と一体的な計画として魅力的な外構計画としています。現在、窮屈な歩道の空間の拡充も図ります。これにより、周辺の利用者にとっても歩いて楽しい安全な歩道となります。大学関係者のみの利用に限られますが、屋上も積極的に緑化し、みどりの景観を作ります。その上で、今回の計画は単に大学校舎の建て替えだけではなく、建て替えとともに周囲の環境の改善に少しでも寄与することを踏まえ、今回、計画を進めてまいりました。季節感のある植栽については、メンテナンス性の問題もありますので、現在検討中ではありますが、郷土種を主体にバリエーション豊かな樹種の検討を進めています。

最後に、14ページは、女子医大通りの新校舎棟-1整備後のイメージパースと、現状の写真との比較による近景イメージです。上部二つが、駅から計画地へ来たときに西の方から見えるものとなっています。狭かった歩道が歩道状空地によって印象が変わり、歩きたくなるゆとりある空間となっていることがお分かりになるかと思います。下の二つは、その逆の方の若松町敷地から見えています。接道に設けた連続するみどりが、保護樹木であるヒマラヤスギと一体的に豊かな並木を形成しています。パースは高木が目立ちますが、ヒューマンスケールの、歩く人も楽しめる低木や花も検討しています。計画の全体の説明としては以上となります。ご清聴ありがとうございました。

○後藤会長 どうもご説明をありがとうございました。初めに、景観事前協議の状況について、景観まちづくり相談員の**進藤相談員**からご説明をお願いいたします。

○進藤相談員 相談員の**進藤**です。私が最初にこの計画の話をお伺いしたのは、やはり**大谷さん**と**石井さん**からです。そのとき感じましたのは、この計画は今お話がございましたように東京女子医大キャンパスの全体のローリング計画の一部であるということで、ぜひ学校側としての将来を見据えた計画、長いスパンがかかりますので将来変わるかもしれませんが、ビジョンやマスタープランを拝見したいと思ったわけです。

今回、だいぶそのマスタープランに近いものが添付されていますが、それはなぜかといいますと、女子医大通りが地域の大事な幹線道路になっている。それから恐らく、キャンパスの東西方向を貫く主軸になっていくのではないかと思ったからです。事実、今回頂いた6ページ目の将来を見据えた計画案を見ますと、どちらかというインナーのコモンというか、みどりで囲まれた部分が南北に走っていますが、今回のこの女子医大通りは、やはり東西の大事な主軸になっているのではないかと思います。

そうしたとき、この主軸をどのように学校として位置付け、そして構成していくのかということ、議論の場で皆さんの意見をぜひ伺っていただければという気がしたわけです。すなわち、その主軸に当たる都市の幹線道路であるとともに、キャンパスの主軸である女子医大通りが、歩道の幅員はどうあるべきなのか、植栽や並木はあった方がいいのだろうか、それから、今は電柱が結構あるのですが、その電柱は埋設というか、カルバートのようなものを造って電柱をなくしていくのかなという、かなりインフラに当たるような計画を、ぜひこの際、ビジョンとして、学校側として何かお持ちいただけないかなという気がしたわけです。

といいますのは、ここにも書いてありますが、平成27年に女子医大通りに面する教育研究棟の増築に関する景観協議を相談員として受けた経緯がございます。そのときも道路側、歩道に

ついて、ないしは植栽について随分意見を交わした経緯がございます。今回も同じように、それを上回る幅の歩道状空地を確保しますという形でご説明を頂いていますが、もう少し全体のビジョンとして、何かはっきりしたセオリーのようなもの、特に担当者が変わったことで学校側の方針が変わったりしないように、何か大きな将来を見据えたビジョンが欲しいという気はいたしました。

それがどちらかというインフラに対する私の意見で、もう一つ、今回の単体計画に対しては、先ほどご説明がありましたが、この敷地は南北に長いわけで、南側の道路が敷地として7メートル下がっていて、特に南に面する細街路が4メートル、恐らく昔の二間道路だと思いますが、細街路化しておりますので、そこに付随する南側にある小住宅に対する配慮をぜひお願いしたい。といいますのは、今、3メートルから3メートルを超すコンクリートの擁壁が北側に建っているという形が、現状、見に行きますと見られますので、それをもう少し住む人の環境を考えて、柔らかさ、優しさを考えていただけないかというのが一つでした。

それから、今回、図面を拝見しますと、改良されてきれいになっていますが、建物の顔として裏側をつくらないでいただきたい。といいますのは、当初の計画案では、高層部、教室棟の東側に当たる部分に実験の配管関係がかなりたくさん出ていた経緯がございました。それをガラリで隠すという形の立面だったと思います。それを、主軸になる道路から、どこから見ても顔となるような建物にしていいただきたいという要望を出した経緯がございます。以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さまからこの報告1について、ご意見、ご質問を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

女子医大通りは区道ですか。区も先ほどのインフラというお話が出ていましたが、全部女子医大の計画ということではなくて、区もそこに参画できて、何かうまい形でより女子医大通りが魅力的なものになるようなことを共同で進められるというのが一つあるのではないかなと思いましたが。それは今、即答はできないと思いますが、そのように考えます。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○安田委員 安田 ですが、今、**進藤相談員**より、女子医大通りが主軸ということでお話があったことに同感なのですが、これだけの規模の再開発をやるというか、整備していくということの中で、私がこのマスタープランを見て一番驚いたのは、正直に申し上げますと、女子医大通りの幅員に対する配慮が全くなく、これがこの計画、敷地の規模に対して考えた場合に、あまりにも片手落ちなのではないかと。

私も通勤等で結構この前の通りを通ってしまして、大体、女子医大の前に来るとすごい渋滞

になるので、ちょうど東京韓国学校のある角から信号で曲がって、これは何通りというのですか、この通りで向こうの通りの方に抜けるような逃げ道を取っているようなことがあったので。ほぼあそこは2車線の対面ですので、患者さんなどがタクシーで止まるとまず通行が止まってしまうので、せめて、そういうことに対する配慮がもうちょっとあってもいいのではないかなと。これは景観以前の問題なのかもしれませんが、その辺、意見がありましたので申し上げました。

○後藤会長 ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですか。はい。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○坂井委員 最初に施設部の方から、こちらの建物が非常に歴史的で、大学を象徴している建物だったのだけれども老朽化してしまって今回の建て替えになったというご説明があつて、そういったシンボルの建物というのは、大学はもとより、地域の方にとっても非常に大きな存在だったのだらうと察します。今回、その場に新しい建物ということで、やはり、今もお話にあった女子医大通りに入るというか、特に歩行者の方は地下鉄を降りてから斜めに入ってくると思うのですが、北西の角と言えば分かるのでしょうか、その角のところをもう少しこのランドマーク的というか、何か象徴的にするようなことをお考えにならなかったのかと。

○後藤会長 ここですね。

○坂井委員 はい、そうです。角のところですね。多分に部屋と部屋の角という感じで、要するに北側に部屋が並んで西側に部屋が並び、本当にその角が出会っているだけというような感じが、ちょっと今回は平面図が出ていないのですが、思い浮かぶので、この角について何かお考えがあるか、お聞かせください。

もう1点目は、南側の話です。先ほどアドバイザーの方の最後の話にもありましたが、かなりの擁壁が今ありますものを、少し下げるということは理解できるのですが、それでも7メートルの高低差ということで擁壁ができてしまうと。それにしても、このスロープの取り方が、3メートルの差をつくるスロープとなるとこういうことになるのですが、どうしてここにこのように大きく存在しなくてはならないのかと。これは構造的に非常に目立つ存在になりますので、スロープをどうしてこの場所にこのように取ることになったのかという2点について、教えてください。

○後藤会長 よろしくお願ひします。

○東京女子医大（大谷） まず一つ目の質問に関して、資料の13ページをご覧ください。こちらの方に示しておりましたが、今、**坂井委員**の方からご指摘のありました敷地、この図面

で左上の部分は、何らかのアイストップとなる場所ですので、この部分は現在も継続して検討しています。

○坂井委員 ということは、今あるようなかぎ型の建築物の形が変更になるとか。

○東京女子医大（大谷） それではなくて、今おっしゃられたのは。

○坂井委員 建築物のお話です。

○東京女子医大（大谷） 建築物に関してですか。

○坂井委員 はい。

○東京女子医大（大谷） でしたら、資料8ページの右上の図面になります。こちらは、女子医大通り、河田町からの歩道を歩いてきた角度とは若干違いますが、基本的にはこのような形でして、私どもとしてもここら辺の見え方は非常に重視してしまっていて、これを検討した結果、このように考えているということです。

先ほど申しましたのは、建物ではなくて、この絵のもうちょっと右下の方、ここの外構の部分で、何らかのアイストップとなるようなものというか、その空間をどのようにしていくのかということも現在も継続して検討しています。

○梓設計（石井） 多少補足いたします。西側のちょうどアイストップになる部分の建築の形態のことについてのご質問だったと思いますが、今回、隣接する教育研究棟がパースの左側に少し見えると思うのですが、こちらの方も水平のラインが入ったような構成になっていますので、建物の物は違うのですが、直近に建てられた建物ですので、それとまずは少しでも調和することを目的としています。そのときに、この水平ラインを一つモチーフとして形づくることで、この通りに対して、ここが女子医大さんの建物なのだなど、印象が少しでも付くようなことを配慮して計画しています。それによって、そこに生まれた外構の空間の部分は、歩行者にとっては建物の上のレベルよりも足元のところが一番目に付くところになりますので、その部分にシンボルツリーのようなものも検討に含めてやった方が、景観としていいものができるのではないかと考えています。

そのまま続いて、南側のスロープの方も説明いたします。こちら保育所が建つ部分が地下1階となりますが、高低差が約7メートルあるので、地下1階に建つとしても、どうしても前面道路から約2.5メートル上がってくることとなります。あと、園庭はなるべく園児にとって環境の良い一番南側の方に設けた方がいいということで、この部分にどうしてもこの長さのスロープが必要になってきてしまうというのが敷地の高低差の関係上あります。

○坂井委員 1点目についてですが、やはり建築物で、もう少しこのコーナーについてデザイ

ンを考えていただきたいという私の意見は変わらないです。水平で、女子医科大学さんの敷地内での統一感ということは理解しました。ただ、やってくる方は、特に地下鉄で、三差路のところで一番のコーナーの目に付くところの印象的な、特にご説明にあった8ページは、1号館の写真と隣り合わせにありますと、やはり1号館のような、ここをまねしろとは言っていませんが、1号館がやはり存在感があったのだらうなというはこの写真だけでも予測が付くような、特色ある角のデザインをぜひ考えていただきたいというのが意見です。

2点目についても、2メートル半もしくは3メートルの高低差があるというのは図面からも私は理解しますが、例えば、このスロープを南側の車道と合わせるようにして園庭を細長く取るとか。

○後藤会長 90度ぐらい振るということですか。

○坂井委員 そうです。これは構造物としてかなり大きく出てくると思うので、これももう少し……。こちらにどうしても取らなければいけないのは、やはり乳母車とかそういうことでしょうか。ここは、特に南側に住まわれている方々に対しては少し配慮が要るのではないかと思います。以上、意見です。

○後藤会長 何かございますか。どうぞ。

○東京女子医大（大谷） 貴重なご意見として伺わせていただきます。

○後藤会長 ありがとうございます。他にいかがでしょう。はい、どうぞ。

○秋田委員 それでは、私の方からも幾つか質問というか、意見させていただきたいと思えます。まず、パースを見て最初にちょっと気になったのが、8ページです。右上に新校舎イメージ図があって、左奥に現中央病棟が見えている絵かと思うのですが、若干色が違うと思うのですが、よくよくマスタープランを見ると、こちらの方も建て替え予定ということですので、5ページのマスタープランをよくよく拝見させていただきますと、実は残るのが総合外来センターと第1病棟だけで、それ以外に関しては全面的に建て替えをなさるという計画かと思われました。

それで、しばらく先のことなので、今この段階でというのは難しいと思うのですが、今申し上げた8ページの新校舎棟イメージ図というのは、実際にこれからの長期的なイメージとしては、現中央病棟が本部講義棟という新しいもの変わっていくと思いますので、ちょっとこれだけだと、実際に長期的にどういう景観になるのかというのが判断しづらい部分があるかなと思ったところがあります。

それ以外に、全体についてもそうなのですが、この新校舎棟がこれから順次建て替わってい

く最初のけん引する建築になると思うので、もともとあった1号館の重厚さ、力強さをできるだけここで表現しないと、次々に建つものが、やはりこれに合わせて……。先ほどの**坂井委員**の説明でも「他のものに合わせて」という表現がありましたが、恐らく新しく建った新校舎がこうだからということで次が引き継がれていく形になると思うので、ちょっと言い方が変かもしれないのですが、これはすごく普通の設計だなと感じたのです。これが、これから建て替わっていくたくさんの建物を引っ張っていくものになると考えると、もう少し凝った建物でもいいかなと。

特に私が気になったのはエントランス部分なのですが、もともとの1号館のエントランス部分は本当に重厚感があって、これが女子医大だということを表現するにふさわしい入り口だったと思うのですが、今回はかなり軽い感じのオフィスの入り口というふうなイメージになっておりますので、**坂井委員**のおっしゃった角の部分と併せて、この入り口の部分も、新しい校舎のシンボルになる、これから次々と建て替わっていくものの重要なけん引のデザインの源になるものだと思いますので、もう少しご検討いただけたらと思いました。特に私は入り口がちょっと軽過ぎるかなという気がしまして、周りの人たち、地域の人たちにとっても憧れの女子医大というイメージを付けるような形にしていいただければと思いました。しかも、この入り口は区道にも面しておりますし、もう少し工夫されてもいいのかなというところが一番気になったところでした。

同じように、8ページの図を見て感じたところなのですが、先ほど言ったように後ろの中央病棟をちょっと違うものになるだろうということと、それから元の1号館を見ると、何が違うのかなと考えたときに、1号館は建物の形自体もそうなのですが、窓にもかなり印象的に十字のモチーフが使われていて、それが新校舎の中ではなくなっていると。そういうものをもう少し引き継いでみることもご検討いただけたらどうかなと思いました。いずれも意見ですので、難しいとは思いますが、この新校舎のイメージ図パースは正確ではないような気がするので、それも若干ご検討いただければと思いました。以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○谷川委員 これは意見といたしますか、こういうことがあったということでお伝えしておきます。ある都心にある大学なのですが、みどりをたくさんというのはすごくいいことだと思うのですが、結果、そこをやった後に木を取ってしまったという話を聞いたのです。確かに見ると、ここに木があるといいのという雰囲気なのですが、ない。それはなぜかという安全性の問題で、住宅地が隣接していた関係もあって、そこに木があって覆われてしまっただけで見え

ないことが非常に危険であるということで、取らざるを得なくなったということがあるそうです。なので、特に西側、南側は、目隠しの必要もあると思うのですごく難しいところだと思うのですが、その辺も考慮されたいかと思えますというのが一つです。

あとは屋上の緑化ですが、これも同じように、やっでは見たものの、結局、後のメンテナンスで非常に膨大な費用がかかるということと、そこが緑化されたことによって、では何があったのかという。エコロジカルな面からはいいのですが、学校にとって、学生にとってはちょっと大変なことになっているという事例もありますので、一応ご参考までに申し上げます。

○**後藤会長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。**福井委員**、どうぞ。

○**福井委員** 昭和47年に母がこの病院に入院して、僕の娘は昭和47年12月に生まれたので、よく通った病院なのです。当時からも、随分古いけれど、いい病院だなと思っていたのですが、**進藤相談員**が冒頭に言われたように、全体的な敷地がこれだけあるのに、あそこはどうして歩道が狭いのだろうとか、**安田委員**のおっしゃるように車もすごく渋滞していて非常に不便だと。そういう意味では、これは建物の一つの計画ではなくて、やはり全体のことを考えることがこの地域にとっては最優先ではないかなと常々思っていました。

○**後藤会長** ありがとうございます。他にいかがですか。はい、**藤川委員**。

○**藤川委員** 追加というか、皆さんがおっしゃっていたことと同じことなのですが、冒頭、女子医大の方の説明ですごく1号館に対する思いを語っていただいたのに、やはり新しい建物ではその思いがちょっと伝わらないというのがすごく残念に思います。新宿区に聖母病院という小さな病院があるのですが、同じような古い建物を新しくしたのですが、古い建物のイメージもそのまま残っているし、入り口のところにも同じようなヒマラヤスギのある建物で、ああいうような形で残ったらなということと、もうちょっと最初の1号館にある遊び心というか、コーナーもそうですし、ファサードの東京女子医大と文字で書かれたこの四角の部分のところとか、ちょっと残念だなと思っています。

2点目はみどりなのですが、落葉樹がメンテナンスの面で検討中ということですが、落葉樹でなくてもいろいろな木はどんどん大きくなっていくので、メンテナンスはどれも大変になってくると思います。ただ、敷地があるからみどりを植えるというのではなくて、そこの通り、通りが、何か木の名前が付く通りになるような、何か物語があるようなみどりをつくっていただけたらと思います。以上です。

○**後藤会長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。**浅見委員**、どうぞ。

○**浅見委員** 8ページの写真を見まして、1号館の解体前の写真と新校舎になった写真で一番

ぱっと目に付いたのは、建物の形はもちろんです、電柱や電線が新校舎の方にはないですね。これはこのように地中化されてなくなるのでしょうか。それとも、このまま電線や電柱は残るのでしょうか。これは新宿区の方の問題かもしれませんが、今、地中化がどんどん進められていて、実は聖母病院はうちの近くなのですが、そこも地域の住民がいろいろ運動を起こしまして、そしてあの通りが地中化されたのです。交通にも歩道にも多分大きな影響が出ると思うので、ましてや女子医大のあの通りは皆さんのお話のように混んでいますので、電柱が地中化されるものであるかどうか教えてください。以上です。

○後藤会長 教えてくださいということなので、課長さんに振ります。

○事務局（景観・まちづくり課長） 現在、今回の計画に伴いまして、事業者様とうちの道路課で段階的な地中化に向けた協議をしていると聞いていまして、その辺をお答えできる範囲でお答えしていただければと思うのですが。

○東京女子医大（大谷） まず、資料の8ページの写真は1号館のかなり前のときの写真でして、恐らくこの電柱は逆側の歩道の電柱かと思います。ここの1号館跡地側の歩道には電柱は今はないというのが現状です。そして、逆側の病院側の方、西病棟側の女子医大通りを隔てました逆側の歩道には電柱が現在も立っています。そこに関して今、道路課様の方と、どういふふうにするのかということ、次、あるいはこの後のマスタープランの中で検討させていただくということで協議を継続しているという状況です。

○後藤会長 はい、**大浦委員**、どうぞ。

○大浦委員 質問が重複するのですが、**進藤相談員**が道路のことについて言われたのですが、前々から、全くそのとおりだと思っております。14ページの写真の上の段を見ていただくと分かるのですが、いかに歩道が狭いか。14ページの上の左側は、電柱の先に人間が写っていますよね。ということはどういうことかということ、あそこら辺はちょこちょこ行くことがあるのですが、人と人とがすれ違うのもやっとなのです。その反面、右側の新しくできたところはセットバックして歩道が広がっていると思うのですが、何しろ女子医大はいい病院だけれども道路がどうしようもない。それで、バスがこの狭いところを行き来するわけです。それで歩道が狭い。だから、下手をすると車椅子もやっとなれるか通れないかぐらいです。

先ほど**浅見委員**が言われたように、これは至急に電線の地中化をやらないと駄目だと思います。この道路は戦前の道路のままで、ぐにゃぐにゃ曲がっていて狭くて、非常に危ない道路です。この計画を見ますと、あと10年間いろいろな建物を建てるということですので、この10年間の間に、まず車道を広げて、歩道を広げると。何も金もうけとは言わないけれども、ビル

ばかり建ててやるのがあれではないと思うので、まず道路があって初めて建物があるという観点でやっていただけたらありがたいと思っています。

○後藤会長 どうぞ。

○事務局（景観・まちづくり課長） 女子医大通りについて補足というか、説明になります。この道路については区としてもかなり以前から問題であると考えていますので、実は平成の早い時期、20年以上前から、まちづくりという形でこの地域に入って、まちの人と一緒にどうしたらいいのかという検討をした経緯もございます。また、平成11年から10年間は住宅市街地総合整備事業という事業を使ってこの道路を広げられないかということも検討したのですが、なかなか難しく、事業自体が終了しているという経緯もございます。

そういった中で今回、東京女子医大さんからこういった計画が出されて、長期的に全体的に変えていくということでしたので、区の方からもこの歩道について何か協力できないかというお願いをしています。資料の5ページの全体計画概要を見ていただきますと、今回の開発の計画に併せて、道路としてではないのですが、歩道状空地ということで、敷地内で歩く空間の確保を段階的に図っていただくということを事業者さんから出していただきまして、これに基づいて区として、この女子医大の問題点等を含めて良好なまちづくりに持っていきたいということで考えているところです。

これは第2段階、第3段階、第4段階と続いていきますので、引き続き東京女子医大さんを含めて検討させていただければと考えていますので、その辺をご理解いただければと思います。

○大浦委員 今、お聞きしました。区としても努力するけれども、分からないと。これでは駄目なのだよ。まず患者優先で物事を進めてもらわないと。14ページの上の写真をご覧になりましたでしょうか。人がやっと通っている。ですからこれは、女子医大はあれだけいろいろなものを建ててお金があるのだから、土地をちょっと寄付してもらって、道路に充てるということも建築の一部として、マスタープランの一部として考えてもらわないと。このままだったら、将来、女子医大はつぶれてしまうよ。車が通れなくなって、患者が来られないのだもの。

○後藤会長 ありがとうございます。

○大浦委員 区が大体弱気なのだよ、これは。もっと積極的に出ていかないと。

○後藤会長 はい、どうぞ。弱気じゃないみたいですよ。

○事務局（景観・まちづくり課長） ありがとうございます。先ほど言いましたように実は20年ぐらいかけて、女子医大さんを含めて、道路についてはかんかんがくがくやらせていただいたところ。頂いたご意見は確かに重要なご意見です。先ほど言いましたように、歩道状

の空地、敷地内のセットバック等を含めて、道路空間の環境の保全ということで、きちんと改良できるように引き続き検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○後藤会長 大体意見を頂きましたが、よろしいでしょうか。

多角的にご指摘いただきましてありがとうございます。それぞれの射たご指摘だったと思いますが、私自身も話を伺っていて、まず区道の問題に関しては、電線の地中化も含めて、ぜひ区とうまい形でコラボレーションして協働して、アーバンデザインのいい見本になるように、ぜひここで頑張ってくださいたいと思いました。

それから、女子医大のキャンパスは全貌が望める場所がなく、逆に見え隠れして次から次へと風景が変わっていくというのが一つの魅力なのだと思うのです。そうした歩いてシーケンスが変化していくような、先ほど地下鉄からアクセスしたときの角の話もございましたが、やはり幾つかポイントになる場所があるのだと思うのです。ですから、そういったところに対してのデザインを充実させていただきたいというのも、その通りだと思います。そうしたところに1号館のイメージというものを継承していくということもぜひお願いしたいと思います。

それから、周辺との関係ということも、たくさんご意見いただきました。周辺の住宅地とどのような形で調和していくかというお話と、その一方で、セキュリティのお話もありました。これからの都市空間というのは死角を減らしていかななくてはいけないということも、ぜひ検討いただければと思います。

もう1点、ご意見として出てこなかったのですが、広場を最終的には第3段階、第4段階ぐらいで造っていくと。この広場は、やはり災害時に、この文章でもトリアージスペースと書かれています。実は非常に重要な役割を果たす空間になると思うのです。そうした広場の扱い方、あるいは横にかなり大きな駐車場が出てくる。積極的に車で来ることを受け入れるようなタイプのメッセージがそこに込められているのですが、駐車場も含めて、災害時のオープンスペースの利用ということと併せてできるようなデザインを、ぜひご検討いただければと思います。ということで、それぞれのご意見をぜひ今後の協議に生かしていただければと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、報告1は以上とさせていただきます。ご退室いただいて結構でございます。ありがとうございました。

東京女子医科大学関係者、退室

阿部委員、入室

【報告2】平成28年度 景観事前協議及び行為の届出状況について

○後藤会長 続きまして、報告2「平成28年度 景観事前協議及び行為の届出状況について」です。事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） それでは、報告2「平成28年度 景観事前協議及び行為の届出状況について」、報告させていただきます。

報告2の資料、A4、1枚をご覧ください。これは毎年度、年度の初めに統計としてまとめているもののご報告になります。一番上の表が「平成28年度区分地区別届出件数」ということで、区分地区ごとの件数を載せていますが、一番下に合計がございまして、昨年度（平成28年度）は景観事前協議が約449件ございました。このうち、屋外広告物に関する届出が205件です。真ん中の表が、これは平成21年度からですが、「景観まちづくり計画運用後の届出件数比較」となっています。例年200件前後で来ていましたが、平成28年度が先ほど言いましたように449件、うち建築物が244件ということで推移しています。

最後の表が「景観まちづくり計画運用後の景観まちづくり審議会報告件数」になっています。真ん中が報告の件数と、右側が審議会の開催の回数となっておりまして、昨年度は報告件数が7件、開催回数が3回です。

また、報告2の参考資料、左上がホチキス留めになっているパワーポイントの資料をご覧ください。ただこれだけでは、以前、景観まちづくり審議会において意見を頂いたものがどのように変わったのかということをご報告したことがございます。それ以降の物件につきまして、審議会が終わってから行為の届出が出されたもの、行為の届出といたしましては、景観法に基づき、着工が近づいた段階で出していただくものですが、この行為の届出が出された物件が4物件ほどございまして、それらについてまとめたものとなっています。

見方としましては、その下に、まず物件名がありまして、こちらで言うと「1. 四谷駅前地区第一種市街地再開発事業」になりまして、審議会に報告した日と計画の概要、それと審議会に出された主なご意見をまとめています。ここで出された主な意見についてどう対応したのかというのが次のページ以降にございまして、まず計画地が上にあり、下に、左側が審議会報告時の配置図、右が現在の行為の届出段階の配置図で比較ができるようにしています。

また、右の方を見ていただきますと、審議会報告時が左側で、右側が行為の届出です。下に赤い線で囲ったように、見通し等に配慮し死角をつくらぬよう、下枝の少ない樹種を選定しているということで、当時審議会に頂いたご意見を踏まえて配慮した点などを比較できるよう

に載せたものです。そういった形で他の3物件、計4物件についてまとめています。こちらにつきましても、今回、こういった形でまとめるのは初めてになっています。取りあえず現時点で、われわれ事務局の方で考えてまとめたものとなっていますので、もし、もう少しこうした方がいいなどのご意見等がございましたら、頂ければ来年度に向けて反映していきたいと考えています。

もう一つ、報告2の参考資料2、こちらA4で左上をホチキス留めで留めているものです。こちらにつきましても、当委員会において以前から、景観の事前協議においてこういった協議がなされているのかという点をまとめた方がいいというご意見を頂いていました。今回は景観まちづくり相談員として区からお願いしています5名の相談員の方に、実際に昨年度の景観協議を振り返っていただいて、ご意見、感想等を頂いたものをそのまま載せています。特段、区の方から項目等を何か絞ったりといった形を取っておらず、各相談員の皆さまの意見をそのまま採用させていただいています。それをまとめたものとなっていますので、こちらは後ほどご覧いただければと思います。こちらにつきましても、今回こういう形で初めてまとめさせていただいておりますので、もう少しこうした方がいいのではないか等、ご意見がございましたら、ぜひ頂いて、来年度以降のまとめに活用したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

報告2についての説明は以上になります。

○後藤会長 ありがとうございます。ただ今の報告についてご質問、ご意見はございますでしょうか。

○藤川委員 相談員の方のコメントのところで。

○後藤会長 相談員の名前が上に書いてありますね。何相談員ですか。

○藤川委員 神谷相談員の最後の項目の「地区の課題」で、「新宿は多様で豊かな景観資源を持ち、23区の中でも先行して景観に取り組んでいたが、時代状況は変化してきており、都市間競争の面ではやや見劣りする」とありますが、これはどういった、やはり新しい……。

○後藤会長 今日は**神谷相談員**がいらっしゃらないので、真意は分かりませんが。

○藤川委員 やはり新しい六本木など、そういう都市計画の面でちょっとという感じでしょうか。すみません、失礼しました。

○後藤会長 はい、では事務局。分かる範囲でどうぞ。

○事務局（景観・まちづくり課長） 神谷相談員は以前からずっと、相談員を長年やられている方です。恐らく今、**藤川委員**がおっしゃったようなことも含めての見解かなと思うのですが、細かく確認していないものですから、あらためて確認させていただければと思います。

○**後藤会長** おっしゃりたいことは、その次のところで、ガイドラインをそろそろ見直したらどうかというところが一番の主張なのだろうと思います。

はい、どうぞ、**秋田委員**。

○**秋田委員** 今回、初めて行為の届出が提出された案件についてと、相談員からのコメントということでご提出いただいたのですが、非常によかったと思います。私も比較的長くこの景観まちづくり審議会委員をやってきたと思うのですが、今までずっとこれが気になっていて、ようやくできて本当によかったと思っています。

一方で、担当の皆さまや景観まちづくり相談員の皆さまには大変なお手数をお掛けしたと思うのですが、そのお手数が生きるように、ぜひ今後につなげていただきたいと思っています。

あと、景観まちづくり相談員さんのコメントは非常に勉強になりました。ありがとうございます。これを書いていただくのは大変なご苦勞だったと思うのですが、こういうふうに書いていただいて、状況がよく分かったので、非常に感謝いたします。

ただ、形式が自由だと書く側も大変だと思うので、少し何か項目をご準備いただいた方が、あるいは例えば先ほどの**神谷相談員**のように、今後の改善点などの形で項目を作っていた方が、相談員も書きやすいでしょうし、この景観まちづくり審議会として受け止めて、今後どういうふうにしていくかということも検討しやすいと思いますので、ぜひそのようにお願いできたらと思います。いずれにしても、大変よかったですと思いますので、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○**後藤会長** どうもありがとうございました。他に、はい、どうぞ。**安田委員**。

○**安田委員** いろいろ資料を作成していただきまして、ありがとうございました。それで、ちょっと質問です。私は昨年度から審議会に参加するようになったのですが、ここに行為の届出が出された案件と、皆さんのいろいろな意見を出していただいた他の案件が幾つかあったと思うのですが、この中に載ってこないものは、まだ行為の届出が出されていないという判断になるのでしょうか。

○**後藤会長** できてしまっているものもあるけれど。

○**安田委員** あるのですか、そういうもの。

○**秋田委員** 確かにありますね。あります。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** 一度、2年ぐらい前にパワーポイントを使って説明させていただいたことがありまして、それ以降に行為の届出が出たものになっています。

○**安田委員** そういう意味で考えますと、できれば、行為の届出が出ていないもので、去年

の案件などで「これはまだ審議中」などという、ある意味、簡単なリストでいいので、そういうものがあれば、われわれももう少し状況がつかみやすいというか、「まだやっているのだな」と。相談員の方々が苦勞されているということをいつも認識していますので、そういう意味では、その辺の状況が分かればありがたいかなと思います。いずれにせよ、こういうものは非常に参考になると思いますので、ありがとうございます。

○事務局（景観・まちづくり課長） ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○後藤会長 大変貴重な意見ですので、これをより充実したものにしていくためには、まだ継続中のものもリスタイングしていただければと思います。

他にいかがでしょうか。はい、**阿部委員**、どうぞ。

○阿部委員 では1点だけ。貴重な資料をありがとうございます。せつかくまとめるという形であるならば、審議会の報告日が載っていきまして、行為の届出日が載っていないので、それははっきり書いた方がいいと思っています。それと、審議会の報告時に指摘、意見があったことを概要だけ書いていただいて、それが行為の届出時に変わったかは別なのですが、そういう審議会のポイントだけ下に明記していただくとありがたいと思いました。以上です。

○後藤会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

【報告 3】「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（素案）」について

○後藤会長 続いて、報告3「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（素案）」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） それでは、報告3「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（素案）」について、ご報告いたします。

報告3の資料1をご覧ください。現在、区におきまして、屋外広告物を活用したシネシティ広場周辺の一体的な賑わいの創出を図るため、地域のまちづくり組織と共に、東京都景観条例第19条の規定に基づく大規模建築物等景観形成指針の「地域の個性を生かした景観誘導」に定める「特定区域景観形成指針」の策定について検討を行っています。今回、これまでの検討を踏まえ作成した「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区 大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針（素案）」について、今回、報告させていただきます。

1番目は、これまでの経緯についてです。区域内の土地・建物の所有者で構成される「シネシティ広場周辺まちづくりの会」におきまして、本年（平成29年）4～7月までに計3回ほど指

針の内容に関して検討を行いました。検討内容を基に指針の素案を作成し、それらの内容に関してまちづくりの会の会員にニュース等で周知を行っているところです。

2番目は、当指針の内容です。こちらにつきましては報告3の資料3をご覧ください。A3、2枚で左上ホチキス留めの資料になります。こちらの左側が「シネシティ広場周辺の一体的な賑わい創出に向けて」ということで、現在の新宿区におけるシネシティ広場の位置付けといますか、取り扱いについての説明になっています。真ん中にありますように「シネシティ広場の将来像」ということで、点線で囲われている景観形成ガイドラインの歌舞伎町地区や新宿駅周辺地区まちづくりガイドライン等において、このシネシティ広場、歌舞伎町が位置付けられています。

これらに基づいて、右側が指針の内容になっています。まず、そもそも指針が何なのか、なぜ必要なのかということですが、「大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準」ということで、右上の点線で囲われた部分になります。現在の、これは新宿区ではなく東京都の景観条例におきまして、大規模な建築物等で都市開発諸制度、具体的に言いますと総合設計や高度利用地区などといったものを活用する場合、景観に関する制限がございまして、その制限が点線で囲われた部分になっています。

具体的には、建築物等の3階を超える部分または地盤面からの高さが10メートル以上の部分に設置する広告物は、以下に掲げる基準に適合するものとしなければならない。具体的には「建築物の壁面に設置する広告物は、自社名、ビル名、店名または商標を表示するものに限る」。2番目に、「壁面広告物は、光源を使用する場合は、白色系とする。ただし、光源が点滅しないものに限る」というものでして、こういった制限が、先ほど左側で言いましたガイドラインや新宿区で考えるシネシティのまちづくりと整合が取れないといますか、かなり制限される内容となっています。

そこで、真ん中にあります「『特定区域景観形成指針』とは」というところを見ていただきまして、赤字のところになります。都内全域に共通して適用されている「大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準」、先ほど私が言いました点線で囲われた部分に代えまして、景観特性を踏まえた地域独自の景観形成指針を定めるものです。簡単に言いますと、この指針を定めることにより、先ほど言いました建築物等の3階を超える部分などの制限が解除されるというか、制限されなくなる。つまり、区として考えているまちづくり、広告物を活用したまちづくりがやりやすくなるというものでして、そのために今回、指針を定めるということです。

具体的な指針の中身が2枚目になります。まず、左上にあります「指針策定の目的」です。

「歌舞伎町のまちの核となるシネシティ広場における、屋外劇場的都市空間の形成に向けた一体的な賑わい景観の創出」「歌舞伎町独自の賑わいと活力あふれる景観に寄与する、良質なデザインの屋外広告物の積極的な誘導」としています。

次に「指針の適用区域」です。考え方は3点ほどございまして、それらを含めた区域が図にあります。歌舞伎町シネシティ広場周辺地区特定区域景観形成指針の今回の適用区域は赤い線で囲われた区域で、実際に昨年定めた地区計画の区域と同じくするものです。

その下が「指針の運用体制」ということで、指針を作った後の運用体制の説明になります。シネシティ広場周辺の賑わいある良好な景観の形成の実現に向けて適切な誘導を図るため、有識者、新宿区および地元代表者で構成する「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区デザイン会議」を設置する予定です。今後、この赤い線で囲われた区域におきまして、先ほど言いました都市開発諸制度等を活用した建物で屋外広告物を活用する場合は、このデザイン会議において審査といたしますか、意見を頂くということになっています。現時点では、まだその構成メンバー等については何も決まっていますが、当審議会におきまして、委員のご協力をお願いすることになるかと思っておりますので、そのときはまたよろしくお願いたします。

右側が「指針による景観誘導の考え方」です。簡単に基準の抜粋等を載せていますが、先ほど言いましたように、歌舞伎町に関する景観の考え方を既に景観形成ガイドライン等でまとめています。今回の指針におきましては、新たに何かを作ったり変更したりというものはなく、今まで活用していましたガイドライン等を踏まえて指針としてまとめるというものです。お手元に、資料2ということで特定区域景観形成指針の素案を入れてありますので、これは後ほどご覧いただければと思います。中身については先ほど言いましたように、特段、何か新しく入れたり変更したりというものはございません。

また、資料4としまして「東京都景観条例第19条の規定に基づく大規模建築物等景観形成指針(抜粋)」を入れてあります。これは、先ほど私が言いました、建築物の3階以上の広告物の制限等がこの中に出てくるという意味で、参考までにお付けしたものです。

報告3の資料1の方にお戻りいただいてよろしいでしょうか。一番下の今後のスケジュールです。今後、9月から10月におきまして、区民意見の募集や地域説明会を実施したいと考えています。10月に指針の原案を決定し、11月に当審議会におきまして、この指針に関する審議をさせていただきます。その後、指針の案を決定します。区の役割としては、この指針の案の決定までとなっています。指針の案を東京都に提案し、その後、東京都の景観審議会において意見聴取、指針の認定という運びになっていまして、実際の運用はこの指針の認定後ということでは

す。

報告3についての説明は以上になります。

○後藤会長 ありがとうございます。報告3についてご意見、ご質問はございますでしょうか。はい、どうぞ。

○安田委員 ありがとうございます。このシネシティの景観形成指針の素案を見させていただいて、意見というか感想なのですが、これを見させていただいてぱっと浮かんだのが、ニューヨークのタイムズスクエアの歴史的な経緯を踏まえて、状況が共通する部分が結構あるということです。

タイムズスクエアの場合は、皆さんご存じだと思いますが、だいぶ昔にかなり暗い空間の中で麻薬の売買やポルノショップが多く出てきたというような状況を踏まえて、とにかく明るくしようということで、大々的に明るくなるような景観形成を目指したという基本があったように聞いています。あの地区というのは、確か劇場街のいわゆる入り口の看板が、昔ですから豆球による電飾で、横に流れるようなラインを出しているような形で、一つの歴史を踏まえた広告看板の設定を基本に置いたと聞いております。やはりそれは歴史を踏まえての話だと思いますが、ですから、現在ある広告看板の確か20%以上が動かなければいけないというような一つの規定は、その歴史的経緯において決まったと聞いております。

そういうことを踏まえて、この歌舞伎町シネシティの広告に付随した、非常に特化した、例外的な形をここで目指していこうということで、それが一つは歌舞伎町の今後の発展の礎にもなると思いますし、そういう意味での素案を充実していただければ、また新しい新宿が生まれるのではないかとということで、非常に期待しておりますので、よろしくお願いします。

○後藤会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。**阿部委員**。

○阿部委員 では、1点。この素案の中で、文章系は大体もう決まっている言葉だと思うのですが、気になりますのが、例えばA4サイズの素案で言うと10ページ目から11ページ目です。参考とはいえ、シネシティ広場の空間形成の考え方ということで図があつて、あとイメージ写真がありまして、その辺の位置付けをある程度はっきりするのと、写真が本当にいいのかという、厳選のあたりをちゃんとした方がいいのではないかと考えています。

例えば10ページ目の件から言いますと、一番上にシネシティ広場がございまして、上を北とすると、東側が例のゴジラのビルになると思うのですが、それに見合う形で、右側の写真で言いますと下がゴジラのこの映像があるということで、これは向かって東側。上が逆の西側の、東急側の現状の写真かなと思っているのですが、ちょっと私は最近行っていないのですが、そ

の方位をはっきりすること。

それと、やはりイメージですから、その下の広場の周辺、整備イメージで言うと星印の1番、シネシティ広場の整備例のところ、樹木が植わって沿道空間と公共空間と書いてあります。この1点と、11ページの左上に行きますと、T字路で沿道空間でやはり緑地があるということで、普通、このページをざっと見ていくと、西側の建物のところを緑化するイメージで考えているのかなというところもあります。そういう形になると、多分このシネシティ広場に面する建物は、例えば壁面後退をご用意してもらって、そこは公開空地として緑地をやめなさいという意図で、ある程度メッセージを発しているかなと思ったところもあります。その辺の意図は決まっていなくても、やはり全体のイメージを明確にした方がいいです。

あと、絵と写真がバラバラなので、ここを出した景観の考え方やイメージが分かるように、こうしたいという絵があって、この2ページを見たら、何というシネシティ広場でしょうかということ伝えるような図と写真でちゃんと構成していただければありがたいと思いました。

特に、T字路を生かした建物が右側にありますが、実際、今回はT字路というか、シネシティ広場は大きい広場でH型といいますか、シネシティ広場があって、正面にぶつかればTなのですが、このシネシティ広場に関しては、ここをクランクしていくというイメージではないはずなのです。ですから、T字路はいいのですが、やはりこの挿絵も違う。シネシティ広場に面するT字路の絵としてはふさわしくないと思っています。

それと、どうしても歌舞伎町ですので、夜間の広告が目いっぱい写った写真が多いですが、やはりシネシティ広場には夜の顔と昼の顔があると私は思っていますので、夜のイメージもあってしかりですが、できる限り、例えば昼の顔もイメージしたものがいいのではないかと思います。

それから何を言いたいかというと、A3の1ページ目のところの文章と、特に写真はすごく大切なのですが、一番上はA4に載っているものと同じ西側と理解しているのですが、ずっと下に向かってきて、「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン（抜粋）」のところで、広場でのイベントのイメージと書いてあります。これはタイル張りの建物で、どこの写真かは定かではありませんが、多分どこかのものを持ってきていて、これで見ると広告塔は一切ない。ですから、このメッセージとしては、シネシティ広場では逆に広告塔はできるだけ制限すると。セントラルロードはたくさん派手な広告があってもいいけれども、シネシティ広場は逆に広告は一切ないというか、縮小させるというイメージをここで作りたいというメッセージが、この写真から私自身は読み取れたのです。それは一つの考え方なのですけれども。

写真というのはすごく意図を出すものなので、挿絵もそうですが、特に写真に関しては、将来シネシティ広場をこうしたいというイメージしたものを貼ってもらいたいというのが率直な意見です。

それと余談ですが、シネシティ広場の床の仕上げですが、ここは今、実際は歩道扱いですか。

○事務局（景観・まちづくり課長） 歩道扱いをしております。

○阿部委員 歩道扱いですね。というのは、床のパターンを見ると、A4の10ページの絵で言うと、格子状のグレーと白のパターン張りにしているのですが、床材はすごく大切で、ここでどういうイベントがあって、どういう形に設けることによってこの格子にしたのか、あるいは遠景でもいいのですが、どういう意味でやったのか。どこにコンセプトがあって、どうしたいかという歩道に対する考え方も、これは道路課になるかと思いますが、やはり一体で考えていかないと、建物で景観どうこうといっても、やはり床の扱いは大切だということを忘れずにいたいと思っています。極論を言うと、この床材をもう一回全部はがして新しい形にするのだというような意気込みがあるのかというところも考えに入れた方がいいかと思いました。

長々と話してすみません。以上です。

○後藤会長 何かご回答はございますか。

○事務局（景観・まちづくり課長） ご意見をありがとうございます。まず、例えば資料の10ページの左上の写真等につきましては、この指針の検討を始めたのが確か昨年末ぐらいからで、その当時の写真を使っています。これは確かに古い写真で、現在、ミラノ座跡地におきましては新しい施設が既に始まっていますので、こういったものについては申し訳ありません。

それ以外についても、図や写真等につきましては、既に区の方で定めている景観形成ガイドラインや新宿駅周辺のまちづくりガイドラインから抜粋させていただいています。恐らくご指摘の点は、その抜粋したものと説明の順番や配置等があまりふさわしくないのではないかという意味だと思いますので、その辺はあらためてもう一度検討させていただければと思います。

最後にございましたシネシティ広場の表層につきましては、実際に東宝さんが建て替えるときに、区としましてはシネシティ広場とセントラルロードをきれいにしていかなければということで、当審議会の**後藤会長**にもご協力いただいて、デザインガイドラインというものを作って、実は改修を2年前に行ったという経緯があります。ご指摘いただいたような道路としてのコンセプトはちゃんとございまして、それに基づいて造ったということもありますので、これはあらためて個別にご報告させていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございました。

○**後藤会長** 協力はしたけれども、僕の考えどおりには全然なっていない。はい、どうぞ。

○**和田委員 阿部委員**、これは歌舞伎町の地図が入っているのです。区役所通り、東通り、それから昔の中央通りからセントラル、今はゴジラ通り。それから、一番街とえび通り、西町が描いてある。ですから、シネシティのところは全部、歌舞伎町の地図が路面に入っているのです。

それと質問ですが、これは歌舞伎町はありがたいのですが、ここの図案やこういうものは、歌舞伎町タウン・マネジメント（TMO）と四葉会はこれからどうなるのですか。

○**後藤会長** いかがでしょうか。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** 今回の指針の策定に当たりましては、四葉会さんを含め地域の方々にご意見を頂いて、今、まとめているところです。TMO等がどうなるかということ、今後どう活躍していくかということですか。

○**和田委員** ここの権利関係で、例えばこの間のイベントなども含めて。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** イベント等については、引き続きTMOさんがシネシティ広場を含めてタウンマネジメントという形でやっていくと聞いています。その辺は変わらないと思います。現在計画しているミラノ座跡地の東急さんを含めて、今後さらにどう発展させていくのかということはあると思いますが、現時点での流れは変わらないと聞いています。

○**後藤会長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。これは次回、11月にこの審議会で審議するという予定が示されましたが、そのときの素案は、このA4サイズの資料で、なおかつ参考という10ページ、11ページは除いたものが素案ですよ、正しくは。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** そうです、はい。

○**後藤会長** そういうことですね。ですから、このA4の資料のうちの13ページまでは素案に入るわけですね。12ページ、13ページの運用体制は素案に入る。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** 基本的には会長がおっしゃったとおりで、東京都を含めて、ちょっとその辺は整理が必要かなと思います。

○**後藤会長** ですから、最終的に東京都の指針認定を受ける部分と、その説明資料みたいなものは、分けてご提示いただいた方が分かりやすいかもしれません。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** その辺は整理します。すみません。

○**後藤会長** いずれにしろ、次に開発が進められるところで都市開発諸制度等を使うに当たって、都の共通ルールではなくて、歌舞伎町のローカルルールで歌舞伎町に似合った形にしたというのが区の考えで、これまでも新宿区はさまざまなガイドラインを作ってきましたので、

基本的にはそのガイドラインを、言葉は悪いですが、切り貼りするぐらいでも対応できるだけ充実したものがこれまでであるということで、今回の資料作りをされたのだと思います。

はい、どうぞ。

○坂井委員 私が聞き損じたかもしれないですが、これは地区計画が既にかかっている同じエリアですね。地区計画を見せていただくと、そちらでも建築のことは結構細かく決まっています、今回の例えば素案の6ページ、7ページ、8ページにあるような部分は、その地区計画に書いていないところをフォローしたという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課長） はい、おっしゃるとおりでございます。

○坂井委員 はい。これも確認ですが、今回のこの6ページからのものは、地区計画にない建築に関わる部分。地区計画にない建築に関わるただし書きということですね。

ちょっとよく分からなくなったのは、今のこの素案の6～8ページは建築物について……。これは一緒になっているのですかね？ 建築物と広告物が一緒を書いてあるという理解なのですね。

○事務局（景観・まちづくり課長） 項目としては、6～7ページで建築物、8ページ目に屋外広告物という項目を定めています。

○坂井委員 地区計画に屋外広告物についてはないので、この屋外広告物の8ページの部分は全く地区計画にはない新しいところということですか。

○事務局（景観・まちづくり課長） 地区計画の方も、形態意匠の制限の中で、一部、2行ほどなのですが、「屋外広告物は街並み形成に配慮し、エンターテイメントシティとしての賑わいと活力を演出するよう工夫する」という文言は入っていますが、実際にはこの文言だけが地区計画で、実態上はこちらの指針の方になります。

○坂井委員 分かりました。ありがとうございます。

○後藤会長 はい、どうぞ、**谷川委員**。

○谷川委員 ちょっと区民目線になります。先ほどニューヨークの例が出ていたのですが、いきなりローカルにはなりますが、新宿のすぐそばといえば池袋があります。あそこは豊島区になりますが、西口に、芸術劇場の前に今、公園があって、そこで非常に大きなイベントがたくさん行われていて、豊島区をすごく盛り上げているのです。それに対して新宿区民としては、「新宿はどうなのよ」とすごく思うのですが、新宿はなかなか駅前にそういう場所がなくて、いろいろ考えると、今回のここのテーマになっているところが、まさにそれに当たるのかなと思います。

そうすると、ここに対する期待はやはりすごく大きくて、市民が憩える場であり、大きなイベントが開ける場であり、それが新宿を盛り上げていくというところになることに、今、すごく期待でわくわくしているので、頑張ってくださいということです。

それから、歌舞伎町は、ただの新宿の一部というよりは、やはり区の代表の場であり、都の代表の場であり、日本の代表の場であり、本当に世界から見た日本の一地域だと思うので、その視点もぜひ、私が言うのも何ですが、忘れずにやっていってほしいというのが希望です。以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○阿部委員 後藤会長。 一つだけ。

○後藤会長 はい、**阿部委員**。

○阿部委員 本題と若干違うのですが、先ほどシネシティの床材の件を出させていただいたのは、実は8月の頭に漱石記念館が大体出来上がったので行ったときに、裏側の外苑東通りから入ったところで、床がタイル張りになっているのです。そのときに、これは人の好みがあるのですが、パターン張りがグレーとアイボリー系なのですが、要は誰がこれを指示したのか。私の五感だけから言うと、実は非常によろしくないと感じているものがありまして、床のそういう道路は土木系かもしれませんが、すごく大切だと思っているのです。入江先生のつくったあの記念館が、行くまでの途中で高揚感があふれる歩道かという、私はそうではないと感じたので、景観とはいえ、床に関することはセクションが変わってもすごく大切なものだと思いますということで、言わせていただきました。以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。ペーブメントのパターンというのは非常に難しく、ペーブメントのパターン自身が図として主張するとすごくノイジーになってくると。やはり、その上で活動している人間が主役になるような意味でのステージを整えていく必要があるのだらうと思います。ですから、とにかく何か派手な、いろいろな柄が床に描かれることによって、かえって人間の活動が見せる賑わいをそいでしまうような、マイナスに働くケースもときどき見られると私自身も思います。

さて、よろしいでしょうか。この意見を基に原案を詰めていっていただいて、順調にいけば11月の審議会にかかるということです。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

【報告4】屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）策定について

○**後藤会長** それでは報告4に移りたいと思います。「屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）策定について」です。よろしくお願いいたします。

○**事務局（景観・まちづくり課長）** 報告4について説明させていただきます。資料がA4、1枚、表裏のカラーのものになります。1番目は「1 神楽坂地区における屋外広告物の景観誘導推進の経緯」です。神楽坂地区は、皆さんご存じのとおり、新宿区景観まちづくり計画の中で区分地区「粋なまち神楽坂地区」に位置付けられています。風情ある路地景観の保全や、伝統と賑わいを感じる沿道景観の形成が進められてきた一方で、近年、カラオケ店や薬局等のフランチャイズチェーン店が地域に進出し、高彩度色を主体とした店舗看板が設置されるなど、屋外広告物が神楽坂の粋なまちの雰囲気阻害する事例が多く見受けられます。

このような現状を受けまして、地域住民（神楽坂まちづくり興隆会）から、神楽坂の景観にふさわしい屋外広告物のルール化を求める要望書が区に出されています。そのため、地域の特性に基づく屋外広告物の景観誘導の方策として、「屋外広告物に関する地或別景観形成ガイドライン（神楽坂地区）」の策定に向けた取り組みを本年度（平成29年度）から開始しています。下には、上で言いましたフランチャイズチェーン等による影響を受けている事例などを写真として載せています。

2番目は「検討地区」です。下に区域図がございます。赤い実線で囲われた区域で今回、検討をしています。

3番目は「検討方法」です。まず調査・分析を行います。屋外広告物に関する現況調査やワークショップを実施し、地域住民等による意見交換を行う予定です。内容検討としまして「屋外広告物に関するガイドライン（神楽坂地区）」ということで、検討委員会による内容検討、素案決定を行います。その上で審議・策定としまして、景観まちづくり審議会等における審議、策定を考えています。

4番目は「検討委員会の構成」です。委員の有識者として、当委員会の副会長であります工学院大学教授の**野澤委員**にお願いして承諾を得ているところでございます。また、それ以外に広告関係の団体として3名、地域の組織として6名を考えております。また、事務局として地区の組織であります神楽坂まちづくり興隆会から、また、区としまして景観・まちづくり課が事務局を担う予定です。

最後に、5番目は「スケジュール（予定）」になります。平成29年6月に現況調査を既に開始しています。この8月に第1回のワークショップを開催し、その後、ワークショップを経て地域

説明会、また、来年8月の景観まちづくり審議会において審議していただく予定です。その後、平成31年1月に地域別ガイドラインを策定し、平成31年4月に施行する予定で、今、作業を進めているところです。

報告4につきましての説明は以上になります。

○後藤会長 ありがとうございます。神楽坂地区において屋外広告物に関する地域別ガイドラインを策定するというのですが、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。**福井委員**、いかがですか。

○福井委員 今、区から説明がありましたように、今年から始まりまして、明後日、第1回目のワークショップを開催する予定になっております。その前に、ここでも図の中に、下の左から2番目にJOYSOUNDというカラオケ屋があるのですが、事前協議ということで、最初は真っ赤の白抜きだったのですが、業者との交渉の末、一部反転したり、新たにセブン-イレブンの緑、黄色、赤のラインを黒にするというようなことでもって、少しずつ進めているのが現状で、さらにもう少し進めたいというところで、区と一緒にやっているという感じです。よろしくお願いいたします。

○後藤会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問はございますでしょうか。はい、どうぞ、**谷川委員**。

○谷川委員 これは何年か前にこの会で扱って、そのときに私は個人的に意見として挙げました。いろいろなチェーン店などの看板が非常に高彩度であり、例えば京都などを例に取れば、それは同じチェーン店であっても京都仕様の例えば落ち着いた色にしているし、そういうものはどうなのでしょうかという意見を申し上げましたが、それはいろいろな事情がありということでした。

恐らく企業に対する配慮のようなことだったので、こちら側から言っても企業は否定的という考え方が前提になっていると思うのですが、これは企業にとっても多分プラス効果になることだと思うので、こちらの気持ちの持ち方として、無理を押しつけるとか企業が嫌がるということではなくて、ともにいい方向であるということの意識を持つといいのではないかと思います。以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。おっしゃるように、フランチャイズ協会などは積極的にこうした、まちになじむようなものに対して取り組んでいきたいということも言っていて、企業にとってもより効果があるような、win winの解決案は恐らくあるのだろうと思っています。それを文字や言葉、数字で縛るやり方もあるでしょうし、何かもう少し高い理念を共有す

のようなガイドラインの作り方もあるでしょうし、そのあたりのガイドラインのしつらえ方自体も、歌舞伎町では通常のルールよりも緩和し、外濠では規制を強化するというタイプで来ましたが、神楽坂はまた別の、まちの文脈を共有していくようなタイプのガイドラインの作り方があるかなど。ですから、ガイドラインにとっても個性があるようなやり方をぜひ検討いただけるといいかなと思っています。

はい、どうぞ。

○坂井委員 1点、教えていただきたいのですが、この検討区域の赤いラインは、景観形成ガイドラインで立派に作ってある神楽坂の二つのエリアと微妙に違うようですが、どのような経緯でこういった今回のエリアになったのか教えていただけますか。

○後藤会長 はい、お願いします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 福井委員の前で言うのもあれですが、神楽坂地区は古くからまちづくりに積極的に取り組んでいる地区でして、当地区については、平成の頭ぐらいに街なみ環境整備事業というものを行って、神楽坂通りなどをきれいにする整備に取り組んだりしています。その基となる区域であり、かつ、現在、神楽坂まちづくり興隆会の区域でして、福井さんを含めた地元の方と相談したところ、やはりこの全体で検討するべきではないかというご意見を頂きまして、設定させていただいたものです。

○坂井委員 ありがとうございます。

○後藤会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。確かに、飯田橋駅前も入っているんですね。これは面白いですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、これは今年スタートで、来年、再来年と実現に向けて、策定に向けて進められていくということです。

以上で報告を終了したいと思います。最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

3. その他

○事務局（主査） 事務局です。今回の議事録につきましては、個人情報に当たる部分を除き、ホームページで公開させていただきます。今回の審議会から委員名簿を公開したいと考えております。皆さまのお名前とご所属、有識者の方は大学名、会社名、団体推薦の方は団体名、公募委員の方は公募委員である旨をホームページに掲載させていただく予定です。イメージといたしましては、次第の裏面に記載している内容をホームページに掲載させていただきたいと思っています。

次回の審議会の日程については、決まり次第ご連絡させていただきたいと思います。

なお、景観事前協議の届出および行為の届出について、勧告や変更命令を検討する事例が発生した場合には、急きょ審議会または小委員会を開催する場合がございます。景観施策についてご助言を頂きたい場合等においても小委員会を開催することとなります。その際にご連絡いたしますので、よろしくお願いたします。事務連絡は以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。それでは、本日の審議会は以上で終了といたします。進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

午前11時55分閉会